

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年12月21日まで

私は、昭和62年6月4日、A社に入社し、平成10年12月20日まで勤務したが、申立期間に係る報酬額は下がっていないのに、標準報酬月額が従前の53万円から15万円に引き下げられていることに納得できない。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成10年12月21日より後の11年3月18日付けで、9年11月1日に遡って15万円に引き下げられ、資格喪失日まで継続していることが確認できる。

また、A社の元事業主の標準報酬月額についても、申立人と同日の平成11年3月18日付けで、9年10月1日に遡って引き下げられ、事業所が適用事業所に該当しなくなった11年5月7日まで継続していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成9年分給与所得の源泉徴収票に記載されている支払金額及び社会保険料等の金額から推認できる標準報酬月額は53万円であり、申立人に係る上記遡及訂正処理後の標準報酬月額の記録から推認される支払金額及び社会保険料等の金額とは大幅に相違している。

加えて、A社の元事業主は、「平成8年頃より業績が落ち込み、社会保険料の支払が遅れた。」と供述しており、厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、平成11年3月18日付けで行われた遡

及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について9年11月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年4月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を5年4月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年10月1日から10年5月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から11年11月17日まで

私の年金記録を確認したところ、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が給与支給額に比べて著しく低くなっている。調査の上、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年4月1日から7年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、5年4月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、5年4月1日に遡って11万円に減額訂正されており、7年4月から同年9月までの期間についても減額訂正後の標準報酬月額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主を含む役員3人が申立人と同様に平成2年4月1日又は5年4月1日に遡及して標準報酬月額が減額訂正さ

れていることが確認できる。

さらに、当時の代表取締役の一人は、「私が社長に就任した平成 10 年 5 月に社会保険事務所に呼び出され、保険料滞納額にびっくりした。それまでの社長は社会保険事務所との納付に関する約束を守っていなかったようだ。その数年前から滞納していたことは間違いない。」と供述している上、当時の顧問税理士は、「会社は社会保険料の滞納があり、滞納額の減額のために社会保険事務所の提案により従業員の標準報酬月額を減額訂正したようだ。」と供述している。

一方、申立人は、B社の商業登記簿により、同社の取締役であったことが確認できるが、元役員二人は、「申立人は営業担当であり、厚生年金保険料の手續に参与していない。」と供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に参与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成 7 年 4 月 26 日付けで行われた遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録とは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5 年 4 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 9 月までは 59 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成 7 年 10 月 1 日から 10 年 5 月 1 日までの期間については、申立人から提出された 8 年 8 月の給与明細書及び「平成 10 年給与所得に対する所得税源泉徴収簿」によると、申立人は、8 年 8 月及び 10 年 1 月から 4 月までの期間についてその主張する標準報酬月額（59 万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社の当時の代表取締役の一人は、「私が社長に就任した平成 10 年 5 月、厚生年金保険料控除額を届出どおりの標準報酬月額（11 万円）に相当する保険料控除額に改めた。それまでは、訂正前の標準報酬月額に相当する保険料を給与から控除していた。申立人の役員報酬は、少なくとも 60 万円を下回ることはなかった。」と証言しているところ、上記所得税源泉徴収簿によると、同年 1 月から同年 4 月までは標準報酬月額 59 万円、同年 5 月以降は標準報酬月額 11 万円に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間のうち上記給与明細書及び上記所得税源泉徴収簿で確認できる期間以外の期間（平成 7 年 10 月から 8 年 7 月までの期間及び 8 年 9 月から 9 年 12 月までの期間）について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

したがって、申立期間のうち、平成 7 年 10 月 1 日から 10 年 5 月 1 日ま

での期間について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額並びに代表取締役の供述から59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が、上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成10年5月1日から11年11月17日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立人から提出された平成10年給与所得の源泉徴収簿及び11年賃金台帳において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年11月1日から6年3月29日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年3月29日から同年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年4月1日まで

私のA社に勤務した厚生年金保険被保険者記録のうち、平成5年11月から6年2月までの標準報酬月額が53万円から8万円に減額されているのは納得できない。また、同年3月の給与からも厚生年金保険料が控除されており同年同月までが被保険者期間のはずである。給与支払明細書を添付するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年11月1日から6年3月29日までの期間については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（6年3月29日）の後の同年3月31日付けで、申立人を含む5人について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年3月29日と記録され、また、申立人の5年11月から6年2月までの標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたものが遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時、保険料の滞納があり当該標準報酬月額
の減額を行った。申立人は役員ではなく、社会保険事務等には関与してい
ない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報
酬月額を遡って減額訂正処理を行う合理的理由は無く、当該標準報酬月額
に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間のうち、平成5
年11月から6年2月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事
務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成6年3月29日から同年4月1日までの期間につい
ては、雇用保険の加入記録、事業主の回答及び元同僚の証言により、申立
人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出のあった給与支払明細書、元事業主の回答及び同
僚の証言により、A社では、厚生年金保険料の給与からの控除は当月控除
方式と認められるところ、平成6年3月分の給与支払明細書において、同
年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認
められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成6年3月分給与支払明
細書において確認できる保険料控除額から53万円とすることが妥当である。

一方、前記のとおり、A社は、平成6年3月29日に厚生年金保険の適用
事業所ではなくなっており、当該期間は適用事業所としての記録が無いが、
商業登記簿謄本によると、同社は適用事業所ではなくなった日以降におい
ても法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適
用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ
いては、平成6年3月29日から同年4月1日までの期間において適用事業
所でありながら、事業主は社会保険事務所に対して適用事業所に該当しな
くなった旨の届出を行ったことが認められることから、当該期間に係る厚
生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5397 (事案 2865 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を26万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

前回の申立てにおいて、A社の在籍期間のうち、平成15年12月19日の標準賞与額については記録の訂正が認められなかったが、今回、事業所より当該賞与に係る資料の提出があったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は賞与明細票を所持していない上、A社は、「当時の資料は既に廃棄しているため、標準賞与額は不明である。」と供述しており、申立期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないことから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成22年12月14日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、A社から提出された申立期間に係る賞与明細票により、申立人は、平成15年12月19日に26万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、複数の従業員が申立期間に係る賞与明細票を保有しているところ、オンライン記録において、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は当

該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月から 35 年 3 月まで

私は、昭和 33 年 6 月から 35 年 3 月までの間に、A社、B社C支店、D社（現在は、E社）、F社（現在は、G社）及びH社I支店にそれぞれ数か月間アルバイトとして勤務した。厚生年金保険に加入していた可能性も考えられるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社の勤務については、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 21 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、平成 13 年 4 月 1 日まで継続していることから、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、当該元事業主は、「事業所に係る一切の資料は保管しておらず、申立人の在籍、厚生年金保険の届出及び保険料控除については、不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の元従業員に照会したところ、そのうちの一人は申立人を記憶しているが、その記憶している内容は申立人の供述内容と相違しており、ほかに申立人を記憶している者がいないことから、申立人の勤務実態について確認できない上、ほかの一人は、「私は、昭和 31 年にアルバイトとして入社したが、社員となった 32 年から厚生年金保険に加入した。」と供述しており、同人のオンライン記録によると、同年 5 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社が加入していたJ健康保険組合は、「平成 9 年以前の資格喪失者については、データが残っていない。」と回答している。

加えて、A社に係る被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人のA社における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 B社C支店の勤務については、当該事業所に係る被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいない上、B社は、「申立期間当時の当社C支店に係る関連資料が無いため、申立人の在籍や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。」と回答していることから、申立人のB社C支店における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、B社C支店が加入していたK健康保険組合は、「申立人に係る加入記録は確認できない。」と回答している。

さらに、B社C支店に係る被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人のB社C支店における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 D社の勤務については、当該事業所に係る被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいない上、当該事業所を合併したE社は、「当時のD社に係る保存資料を確認したが、申立人に係る資料は無い。」と回答していることから、申立人のD社における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、元従業員の一人名は、「私は、D社における2年間のアルバイトを経て、大学卒業後の昭和31年4月に同社に入社して勤労部人事課に配属されたが、当時、アルバイト職員は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答している。

さらに、D社が加入していたL健康保険組合を統合したM健康保険組合は、「平成10年の統合の際、申立期間当時のデータを引き継いでいない。」と回答している。

加えて、D社に係る被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人のD社における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 F社の勤務については、当該事業所に係る被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の元従業員に照会したところ、そのうちの一人は申立人を記憶しているが、その回答内容を申立人に伝えたところ、申立人は、「その元従業員が記憶している人は別人だと思う。」と供述しており、ほかに申立人を記憶している者がいないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立期間当時、F社において総務及び経理を担当していた元従業員は、「アルバイト職員は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、G社は、「申立期間当時の職員名簿、厚生年金保険被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届を確認したが、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得している確認はとれない。」と回答している。

さらに、F社が加入しているN健康保険組合は、「記録の保存は、資格喪失後おおむね5年程度であるので、申立期間当時の記録は確認できない。」と回答している。

加えて、F社に係る被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人のF社における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 H社I支店の勤務については、当該事業所の被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいない上、H社のO地区の支店を統括している同社C支店の担当者は、「当時の関係書類が残っておらず、申立人の勤務実態及びアルバイト職員の厚生年金保険の取扱いについて不明である。」と回答している。

また、申立期間当時、H社I支店において総務係や勤労係であったとする元従業員は、「当時、アルバイト職員を多く雇用していたが厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、H社I支店が加入していたP健康保険組合は、「平成10年以前に資格喪失した者に係るデータは保存していない。」と回答している。

加えて、H社I支店に係る被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人のH社I支店における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

私は、A社に入社し、昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 3 月末日まで勤務した。年金記録において、申立期間が厚生年金保険被保険者期間になっていない。調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記元同僚は、「厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料控除については分からない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、A社は昭和 40 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在は不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細など保険料控除の事実を確認できる資料も無い。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5400

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 37 年 9 月まで
② 昭和 45 年 7 月から 46 年 10 月まで

私は、昭和 36 年 11 月から 37 年 9 月まで A 社に、45 年 7 月から 46 年 10 月まで B 社に勤務した。しかし、厚生労働省の記録では、これらの期間について、厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の具体的な供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間①において、C（地名）に所在する A 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録を確認することができない。

さらに、申立人は事業主の氏名を覚えていない上、申立人が氏名を挙げた同僚は姓のみで特定することができず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人の具体的な供述及び申立人から提出された写真から、勤務期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間②において、D（地名）に所在するB社という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録を確認することができない。

さらに、申立人は、事業主及び同僚の氏名を覚えていないため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人のB社における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。